

「障害福祉計画」及び 「障害児福祉計画」に係る 基本指針の見直しについて (国の動き)

平成29年1月27日
障害企画課

※ 資料元：厚生労働省社会保障審議会（障害者部会）資料より

1. 最近の施策の主な動き

① 障害者総合支援法・児童福祉法の改正（H30.4.1施行）

- 「自立生活援助」の創設
- 「就労定着支援」の創設
- 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障害児福祉計画の策定
- 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3施行）

② 障害者部会報告書（H27.12.14）

- 精神障害者の長期在院者数の削減目標を、障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべき。
- 障害福祉計画と介護保険事業の計画が調和をとれるように要検討。
- 障害児支援のサービス必要量の見込等について、計画に記載すべき。

1. 最近の施策の主な動き

③相談支援の向上に向けた検討会とりまとめ結果の公表 (H28.10)

- 相談支援専門員の資質の向上
- 基幹相談支援センターの設置促進

④これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催 (H28.1～) ※主な検討事項は以下のとおり

- 精神障害者を地域で支える医療のあり方
- 多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
- 精神病床のさらなる機能分化

⑤発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28.8.1 施行)

- 発達障害者支援地域協議会の設置
- 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

1. 最近の施策の主な動き

⑥ 障害者差別解消法の施行（H28.4.1 施行）

- 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

⑦ 成年後見制度利用促進法（H28.5.13 施行）

- 成年後見制度利用促進委員会の設置

⑧ ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2 閣議決定）

- 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- 地域共生社会の実現

2. 基本指針見直しのポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点のより一層の整備
- 「自立生活援助」の創設
- 基幹相談支援センターを質・量ともに整備

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

③ 就労定着に向けた支援

- 「就労定着支援」の創設
- 支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えてはどうか

2. 基本指針見直しのポイント

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすること
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援

⑥ 発達障害者支援の一層の充実

- 発達障害者支援地域協議会の設置
- 地域の実情を踏まえ可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること

3. 指針

現行指針

- ①施設入所者の
地域生活への移行
- ②入院中の精神障害者の
地域生活への移行
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から
一般就労への移行等

次期指針

- ①施設入所者の
地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築
- ③障害者の重度化・高齢化や
「親亡き後」を見据えた
地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から
一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の
提供体制の整備等